# 商品概要説明書
# わかば教育ローン（合格ガンバローン）

２０２５年４月１０日現在

| | |
|---|---|
| ご利用いただける方(借入条件) | 次の条件を満たしている個人を対象といたします。<br>・当金庫の会員、または会員資格を有し、申込時年令が満 20 歳以上の個人の方<br>・安定した収入のある方<br>・(一社)しんきん保証基金の保証を受けられる方<br>・申込時に、申込人本人における<br>①給与振込　②公共料金(電気・電話・水道・ガス(プロパンガスを含む)・ＮＨＫ)３ 種目以上(クレジット決済も可)　③カードローン「おてがる」　④しんきんカードのうち、２項目以上のお取引のある方<br>なお、②、③、④のお取引については、新規のご契約も可 |
| お使いみち | ・申込人または申込人の子弟・孫・被扶養親族にかかる次の資金<br>①就学する学校等への１年分の納付金<br>②就学にかかる１年分の付帯費用(100 万円以内)<br>③申込人が①または②を使途として当金庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社等から借り入れたローンの借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む）<br>※上記①および②は、申込日時点で支払日から３ヵ月以内のものに限り支払済み資金も可<br><br>【学校等の例】<br>国内外を問わず学校(教育施設)と呼称されるもの<br>大学院(法科大学院含む)、大学、短期大学、専修学校、各種学校(予備校、専門学校含む)、高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育園等<br><br>【納付金の例】<br>入学金、授業料、施設設備費、寄付金等<br><br>【付帯費用の例】<br>受験費用(受験料、交通費、宿泊費等)、向こう１年間の教材費、アパートまたは下宿費用(敷金、礼金、家賃)、交通費(定期代等)、入学・卒業に伴う引越費用、生活に必要な家財・電化製品等の購入資金等 |
| ご利用限度額 | ・１万円以上 1,000 万円以内(１万円単位) |
| ご利用期間 | ・固定金利型<br>６ヵ月以上５年以内(１ヵ月単位)<br>・変動金利型<br>６ヵ月以上 16 年以内(１ヵ月単位) |
| ご融資利率 | ・当金庫所定の利率とさせていただきます。<br>・固定金利型・変動金利型をご選択いただけますが、ご利用期間が５年を超える場合は、変動金利型となります。<br><br>≪変動金利型における金利変動の基準と頻度≫<br>・借入後の利率は、ご利用期間が５年以内の場合は当金庫中期最優遇貸出金利の、５年超 10 年以内の場合は当金庫長期最優遇貸出金利の、10 年超 |

稚内信用金庫

# 商品概要説明書
# わかば教育ローン（合格ガンバローン）

２０２５年４月１０日現在

| | |
|---|---|
| ご融資利率 | の場合は当金庫超長期最優遇貸出金利の変更に伴い、その変動幅と同じだけ引き下げ、または引き上げられます。<br>・変更後の新利率は、ご利用期間が５年以内の場合は当金庫中期最優遇貸出金利の、５年超 10 年以内の場合は当金庫長期最優遇貸出金利の、10 年超の場合は当金庫超長期最優遇貸出金利のそれぞれの改定日から１ヵ月後の応当日を経過し、最初に到来する約定返済日の翌日以降に適用させていただきます。 |
| ご返済方法 | ・毎月元金均等または元利均等割賦返済(卒業予定月まで元金返済据置可)<br>※融資金額の 50%以内の金額については、６ヵ月ごとのボーナス返済併用もご利用いただけます。 |
| 保証人・担保 | ・(一社)しんきん保証基金が保証致しますので保証人、担保は必要ございません。 |
| 保証料 | ・(一社)しんきん保証基金が定める保証料は、ご融資利率に含まれます。 |
| 返済試算額の入手方法 | ・返済額の試算は、窓口またはホームページでご照会ください。 |
| 手数料 | ・別紙「貸出条件変更等に伴う手数料一覧表」の通りの手数料が必要となります。 |
| 苦情処理措置<br>紛争解決措置 | ＜苦情処理措置＞<br>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または法令等遵守委員会(9時～17時、電話: 0162-22-0625)にお申し出ください。<br><br>＜紛争解決措置＞<br>札幌弁護士会(電話:011-251-7730)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記法令等遵守委員会、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。<br>なお、東京の三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京の三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫法令等遵守委員会にお問合わせ下さい。 |
| その他 | ・お申込みに際しては、事前に審査をさせていただきます。<br>結果によってはご希望に添えない場合もございますので予めご了承下さい。<br>・お使いいただく資金については、原則、支払先へお振込いただきます。<br>・現在のご融資利率につきましては、窓口へお問合わせ下さい。 |

稚内信用金庫